

2021年9月21日

全塾協議会 御中

全塾協議会事務局
事務局長（二次監査人） 岩館則明
総務政策部長 清瀬竜世

卒業アルバム委員会に関する報告

表題の件について、全塾協議会監査規則第6条第2項の定める監査人として、次の通りにご報告いたします。

1. 調査概要

監査について

2021年8月期全塾協議会定例会にて、卒業アルバム委員会提出の議案の審議中に卒業アルバム委員会の構成員が無許可の会食を伴う活動を行った可能性が高まり、全塾協議会事務局（以下、事務局）が卒業アルバム委員会への聞き取り調査を行った。

調査方法

以下の方法を用いて調査を行った。

- ・ 卒業アルバム委員会への聞き取り

本調査の事実認定方法

原則として、以下のものから得られた内容を事実と認定している。

- ・ 卒業アルバム委員会の委員長と総務局長への聞き取り

調査経過

日付		出来事
①	2021/08/25	8月期全塾協議会定例会 8月期全塾協議会定例会にて、卒業アルバム委員会が提出した議案の審議中に、卒業アルバム委員会内で無許可の飲食を伴う活動が行われた可能性が高まった。
②	2021/08/25 ~ 2021/09/04	メールでの事実確認 卒業アルバム委員会にメールにて事実確認を行った。
③	2021/09/04	卒業アルバム委員会との面談 事務局は、正確な事実の把握のために卒業アルバム委員会の委員長と総務局長に聞き取りを行った。この聞き取りにおいて、発生した事象の詳細を確認した。

2. 前提

① 卒業アルバム委員会の概要

卒業アルバム委員会は、三田キャンパスに所属する文学部・経済学部・法学部・商学部の4学部と通信教育課程の卒業生を対象とした卒業アルバムの制作と販売をしている団体である。卒業アルバム委員会は、全塾協議会所属団体である。

② 卒業アルバム委員会の組織

卒業アルバム委員会は、総務局・編集局・財務局の3つの局に分かれて運営されている。それぞれの局は、いずれも慶應義塾大学の公認団体である放送研究会、カメラクラブ、スポーツ新聞会から派遣された人員で構成されている。

③ 団体内での連絡手段

卒業アルバム委員会は、団体内で連絡を行う際に、コミュニケーションツール「LINE」を用いている。それぞれの局で独立したLINEのグループが作成されており、各局の日常的な業務についての連絡の多くはそこで行われている。

3. 発生した問題

問題概要

3月21日（日）の16:00～19:00にかけて、三田キャンパス付近の飲食店にて卒業アルバム委員会総務局の引き継ぎの作業会が行われた。参加者は、前年度の4年生3人、3年生3人、2年生3人の合計9人であった。この場では、業務の引き継ぎが行われ、卒業アルバム購入者から郵送された個人情報も記載された申し込みに関わる書類の選別作業も行われた。作業は、食事を摂りながら行われていた。この作業会に際して、大学への対面活動に必要な

申請はされていなかった。

事象発生までの経緯

引き継ぎのための作業会は、引き継ぎのための LINE グループが作成され、総務局の引き継ぎを行う者と引き継がれる者の全員が参加できるよう日程調整が行われた。

4. 監査人意見

問題点

本件は、構成員による会食が行われたが、その場においてアルバム購入の申し込みに関わる書類の整理も行われており、明らかに団体の活動であった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、慶應義塾大学の学生団体が対面での活動を行う際は、学生部に課外活動再開申請を提出し、その許可内容に則って活動を行うことになっている。その中、今回の卒業アルバム委員会の一連の行動は、課外活動再開申請を提出せずに行われたものであった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、国の要請や大学の指示に基づき、学生団体は対面での活動を控えている。卒業アルバム委員会が取った今回のような行動は、感染拡大防止への配慮が著しく足りない対応であったと言える。それに加えて、卒業アルバム購入者の個人情報に記載された書類にかかる作業を飲食店という公共の場で行っていたことも、個人情報保護の観点から問題である。

卒業アルバム委員会の今後の活動について

卒業アルバム委員会は、複数の学生団体から人員が派遣されて運営されている関係上、各局がある程度独立して活動が行われており、本件の活動が実施されることは現任の委員長を含めた委員会全体に情報の共有はされていなかった。委員会内の全団体構成員への各種の情報共有や周知徹底が不足していると言える。

卒業アルバム委員会に限らずに言えることではあるが、活動内の対面での会食等は、今後とも感染拡大が終息するまで控える旨、全体会議や全団体構成員が参加している LINE グループなどの手段で団体構成員への周知を徹底するべきである。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、対面での活動をする際は大学への申請が必要であり、慶應義塾大学の公認団体として、また全塾協議会所属団体として決まりに則った行動を取らなければならないということを団体構成員へ再認識させる必要がある。

また、今回行われた活動は、卒業アルバム購入者の個人情報を取り扱う作業を行っているにもかかわらず、作業が行われている場所が飲食店という公共の場であった。この点においても卒業アルバム委員会の今回の行動は、団体としての信頼性を損なわせるものであり、情報を取り扱う責任の重さの認識も全団体構成員で共有しなければならない。

全塾協議会による処分と今後について

本件における卒業アルバム委員会の行為は、「所属団体は常に全塾生のための福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される」とする全塾協議会規約第38条第1項に違反するものである。塾生を代表する、全塾協議会所属団体としての意識が極めて低く、断じてその行為は認められるべきではない。よって、全塾協議会は規約第53条第1項に定める処分を行う必要があると考える。

兼ねてより、全塾協議会としては感染対策を行った上での対面活動再開を大学に求めているが、今回卒業アルバム委員会によって行われた対面での飲食を伴う活動は、その活動再開要求には含まれない対面での飲食を伴う活動である。このような感染対策上危険な行動は自粛することを学生も徹底した上で、初めて活動再開が認められるものだと考えられるが、本件はその信頼を損ねる行動である。全塾協議会として、本件があってはならない行動であることを明確に広く発信し、処分を含む必要な措置を速やかに取るべきである。